

地域公共交通確保維持事業に係る計画の申請及び陸前高田市地域公共交通計画の一部修正について

1 趣旨

市内で運行する路線バス等について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号ほか）の規定に基づく令和9年度の国庫補助を申請するため、陸前高田市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）のうち地域公共交通確保維持事業に係る計画について承認を得るとともに、交通計画の該当箇所を一部修正するものである。

また、住田町で本年度、陸前高田住田線を利用する高校生向けの帰宅乗合タクシー実証事業を実施予定であるが、国土交通省の「令和8年度『交通空白』解消リ・デザイン全面展開プロジェクト」を同町が活用するにあたり、沿線自治体の交通計画への位置づけが必要とされていることから、計画策定以後の動向も踏まえて該当箇所を加筆修正するものである。

2 地域公共交通確保維持事業の実施期間

令和9年度計画 令和8年10月1日～令和9年9月30日

内容は資料2-2のとおり。

3 計画により運行を確保・維持する路線

下記の6路線とする。

No.	路線名	運行事業者
1	生出線	(有)奥州交通
2	広田線	碁石観光(株)
3	広田半島線	同上
4	長部今泉線	(株)気仙タクシー、高田タクシー(有)
5	デマンド交通気仙エリア	同上
6	デマンド交通小友・広田エリア	同上

4 交通計画の修正内容

- (1) 地域公共交通確保維持事業に関するもの

資料2枚目以降のとおり、計画本体27頁

※たかたスマートモビリティの「活用している補助金等」は、令和8年度は地域未来交付金（地域未来推進型）及び地方債である。

- (2) 「交通空白」解消リ・デザイン全面展開プロジェクトに関するもの

資料2枚目以降のとおり、計画本体80頁

5 【参考】財源及び今後の見通し

市内路線に対する国庫補助額については、国要綱で上限が定められており、直近におけるその算定式は下記のとおりである。

	算定式	本市上限
原則	対象人口(自治体の国勢調査人口) ×90円+1,800千円	
東日本大震災被災自治体における特例	対象人口×240円+5,000千円	18,262人×240円+5,000千円=9,382千円

今般発表された令和7年度国勢調査の速報値によると、本市の人口は16,418人となっており、これを基に計算すると、被災地特例が維持される場合は上限8,940千円(4.7%減)、原則の算定に戻る場合は上限3,277千円(65.1%減)となる。